破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５号
新潟県佐渡市戸中722番地
債務者　瀬下　竜也
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第８２号
静岡県富士宮市大鹿窪1384番地、前住所静岡県富士市宮島783番地の９　ヴィラージュ201号
債務者　佐野　泰崇
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３０号
岡山県津山市河面1083番地５
債務者　山本　征紀
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第９号
徳島県三好市池田町サラダ1794番地４、前住所徳島県三好市池田町サラダ1798番地２
債務者　永瀬多佳子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第２４号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺336番地１　四天ハイツⅠ101号
債務者　篠原　仁美（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第８２号
長崎県長崎市西山２丁目27番34―307号
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
長崎県長崎市岩屋町30番19号　岩屋荘103号
債務者　松木　和夫
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
長崎県長崎市川上町18番19号
債務者　濵﨑　孝廣
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
沖縄県那覇市古島１丁目16番地15　セントスヴェリエ上地201
債務者　眞榮里政美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１３号
沖縄県那覇市古島１丁目16番地15　セントスヴェリエ上地201
債務者　眞榮里さち子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１２６号
沖縄県浦添市内間４丁目２番２―206号　しまぶくろマンション
債務者　平良　栄憲
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２５３号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅451号
債務者　豊田　英雄
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
茨城県小美玉市田木谷935番地54
債務者　増本　　篤
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１６号
新潟市中央区関屋昭和町３丁目161番地　ハイツチトセ301号
債務者　早福　知晃
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０号
山梨県甲府市千塚３丁目７番42号
債務者　米倉　一禎
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
山梨県南アルプス市六科212番地２　雇用促進住宅１―304号
債務者　栗原　博文
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
岐阜市鏡島西１丁目９番59号、前住所岐阜市菊地町３丁目４番地モアグレース菊地四番館603号室
債務者　ＳＰＯ―Ａこと　荒木　正道
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
岐阜地方裁判所